

青森県報

第三百五十九号

令和三年
九月十三日
(月曜日)

規 則

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十四号

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

青森県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年十月青森県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十九条を削り、第三十条を第二十九条とする。

第一号様式中「氏名」を ㊦ を

「氏名」に改め、同様式の(備考)の4を削る。

第二号様式中「氏名」を ㊦ を

「氏名」に改め、「第10条第3項」を「第10条第4項」に改

め、同様式の(備考)の4を削る。

第五号様式中「代表者氏名」を ㊦ を

「代表者氏名」に改め、同様式の(備考)の5の③中「第5

5条第1項」を「第55条第1項本文」に改め、同(備考)の6を削る。

第六号様式中「代表者氏名」を ㊦ を

「代表者氏名」に改め、「第10条第3項」を「第10条第4

項」に改め、同様式の(備考)の4を削る。

第九号様式中「氏名」を ㊦ を 「氏名」

に改める。

第十号様式中「代表者氏名」を ㊦ を

「代表者氏名」に改め、同様式の(備考)の3を削る。

第十三号様式中「氏名」を ㊦ を

「氏名」に改め、同様式の(備考)の3を削る。

目 次

○青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則……………(県民生活課)……………一

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出……………(障害福祉課)……………二
○都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課)……………二

公 告

○建設業者の許可の取消し……………(中 南 地 域 民 局)……………三
○右 同……………(三 八 地 域 民 局)……………三
○右 同……………(西 北 地 域 民 局)……………三

出 先 機 関

○土地改良区の定款変更の認可……………(西 北 地 域 民 局)……………三
○土地改良区の管理規程変更の認可……………(同)……………四
○土地改良区の役員就任……………(上 北 地 域 民 局)……………四
○土地改良区の定款変更の認可……………(同)……………四

選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(事 務 局)……………五

第十五号様式中「代表者氏名
「代表者氏名
④」を
」に改め、同様式の(備考)の
4を削る。

第十六号様式中「代表者氏名
④」を「代表者氏名
」に改め、同様式の(備考)の4を削る。
「第10条第3項」を「第10条第4項」に改め、同様式の(備考)の4を削る。

第十八号様式中「代表者氏名
④」を
」に改め、同様式の(備考)の4を削る。
第十九号様式中「代表者氏名
④」を
」に改め、同様式の(備考)の3を削る。

第二十一号様式及び第二十二号様式中「代表者氏名
④」を
」に改め、
「4 氏名を白濁する場台においては、指印を捺捺することが出来る。」を削る。

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第六百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(精神通院医療)から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

令和三年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	アポテック売市店	八戸市売市一丁目四の六	令和 三・九・一
変更後	なの花薬局売市店		

変更前	アポテック内丸店	八戸市内丸三丁目五の三七の	〃
変更後	なの花薬局内丸店	八戸市東白山台二丁目三五の六	〃
変更前	アポテック白山台店		
変更後	なの花薬局白山台店		

青森県告示第六百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、弘前広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和三年八月三十一日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
弘前市
- 二 都市計画事業の種類
弘前広域都市計画下水道事業
- 三 事業施行期間
昭和三十七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
都市計画事業計画の変更認可(令和二年三月十三日青森県告示第百八十二号)の事業地に変更なし。
 - 2 使用の部分
都市計画事業計画の変更認可(令和二年三月十三日青森県告示第百八十二号)の事業地に変更なし。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 NY設計
- 二 氏名 山田和仁
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字北園二丁目二の一一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第二〇〇四八五号
- 五 取消年月日 令和三年八月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和三年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社坂建設工業
- 二 代表者の氏名 坂政和
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字赤保内字坂九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第一〇二一七号
- 五 取消年月日 令和三年八月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年八月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年九月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 鈴木板金工業
- 二 氏名 鈴木正勝
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬五六の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一一八三四号
- 五 取消年月日 令和三年八月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和三年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、市浦土地改良区の定款の変更を令和三年八月二十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年九月十三日

西北地域県民局長 畑 内 圭 一

土地改良区の管理規程の変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第三項の規定により、小田川土地改良区の頭首工管理規程の変更を令和三年七月十二日認可したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

令和三年九月十三日

西北地域県民局長 畑 内 圭 一

小田川頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月一日から九月一日までのかんがい期間にあつては頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理者は、当該施設を操作するために必要な器具を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。また、管理主任者は、干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に関し必要な事項

頭首工管理者は、管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録しなければならない。

前堰頭首工管理規程の概要

一 放流及び取水に関する事項

頭首工管理者は、適正水位によりかんがい用水等の取水を行い、毎年四月一日

から九月一日までのかんがい期間にあつては頭首工から受益地に必要な水量を取水するものとする。

二 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項

頭首工管理者は、当該施設を操作するために必要な器具を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

頭首工管理者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制を取り、関係機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に万全を期するものとする。また、管理主任者は、干ばつ時には、頭首工の水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

四 その他施設の管理に関し必要な事項

頭首工管理者は、管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を記録しなければならない。

土地改良区の役員の内

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員の内就任の届出があつたので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年九月十三日

上北地域県民局長 石 橋 豊

役員の内 区別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	仁和 勝千代	十和田市大字大沢田字芋久保六一	令和三・八・六

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、稲生川土地改良区の定款の変更を令和三年八月二十七日認可したので、同条第三項の規定

により公告する。

令和三年九月十三日

上北地域県民局長 石 橋 豊

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和三年九月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	自由民主党東北町支部 (笹倉 健)		自由民主党上北支部 (田嶋 悟)		異動事項	新	旧	年異 月 日動
	主たる事務 所の所在地	代表者	主たる事務 所の所在地	代表者				
異動事項	上北郡東北町字 滝沢平二の一三		上北郡東北町大 字大浦字二津屋 二七の一		新	旧	年異 月 日動	
新	上北郡東北町大 字大浦字二津屋 二七の一		上北郡東北町大 字上野字久保四 二の一		旧	新	年異 月 日動	
旧	上北郡東北町大 字上野字久保四 二の一		上北郡東北町大 字大浦字二津屋 二七の一		新	旧	年異 月 日動	
年異 月 日動	令和 三・六・二六		三・七・二六		新	旧	年異 月 日動	

越善靖夫後援会 (吉田 昭美)	代表者 吉田 昭美	三・八・二四	税理士による津島 淳後援会 (柏 秀人)	代表者 兼平 浩美	三・七・二六	奈良岡央後援会 (工藤 千一)	代表者 奈良岡 総一郎	三・三・二五	日本臨床検査技師 連盟青森県支部 (石山 雅大)	代表者 齋藤 浩治	三・八・二六	代表者 石山 雅大	三・一・一
代表者 川端 昭治	川村 洋平	三・七・二六	代表者 今 良暢	小杉 孝一	三・三・二五	代表者 葛西 宇平	葛西 宇平	三・八・二六	代表者 戸 茂人	三・一・一	令和	代表者 戸 茂人	三・一・一

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円